

種類	対象者・条件など	金額
雑損控除	災害,火災,盗難,横領によって損害を受けた納税者 または(*1)で 総所得金額 が48万円以下	・(損害+災害関連支出一保険金)－(総所得金額)×10% ・(災害関連支出一保険金)－5万円 * いずれか多い方
医療費控除	1/1~12/31までの間に(*1)のために支払った医療費が一定額超(右計算式)	・(実際に支払った医療費)－(保険金)－10万円 ・最大200万円
社会保険料控除	(*1)の負担すべき社会保険料を支払った	その年に支払った金額の全額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金を支払った (iDeCoはここに含む)	共済契約の掛金,企業型年金加入者掛金,個人型年金加入者掛金,心身障害者扶養共済制度の掛金の全額
生命保険料控除	生命保険,介護医療保険,個人年金保険を支払った	[新契約] ~2万円:全額 ~4万円:保険料×1/2+1万円 ~8万円:保険料×1/4+2万円 ~8万円超:一律4万円 [旧契約] ~2.5万円:全額 ~5万円:保険料×1/2+1.25万円 ~10万円:保険料×1/4+2.5万円 ~10万円超:一律5万円 ・最大12万円 ・新契約と旧契約の双方に加入の場合、別途計算式
地震保険料控除	損害保険契約に係る地震損害部分の保険料を支払った	・5万円以下は全額,5万円超は一律5万円 ・旧長期損害保険の場合は別途計算式
寄付金控除	国や地方公共団体、特定公益増進法人に寄附を行った (ふるさと納税はここに含む)	・特定寄附金の合計 または 総所得金額 の40%相当 ・いずれか低い金額－(2000円) = 寄附金控除額
障害者控除	省略	障害者27万円,特別障害者40万円,同居特別障害者75万円
寡婦控除	12/31に「ひとり親」に該当せず、2項目の いずれかに該当し、合計所得金額 が500万以下の人①夫と離婚後,婚姻せず、扶養親族がいる②夫と死別後 婚姻していない(扶養親族の要件なし)	・27万円
ひとり親控除	・12/31に婚姻をしていない かつ3項目を全て満たす①事実婚にあたる人がいない②生計を一にする子がいる③ 合計所得金額 が500万円以下	・35万円
勤労学生控除	・12/31に3項目に全て該当①勤労による所得がある② 合計所得金額 が75万円以下 かつ 勤労所得以外の所得 が10万円以下③特定の学校の生徒である	・27万円
配偶者控除	・12/31に3項全て満たす①内縁関係でない民法上の配偶者②納税者と生計を一にしている③ 合計所得金額 が48万円以下(給与のみの場合は103万円以下)	納税者の 合計所得 ~900万円:38万円(48万円) ~950万円:26万円(32万円) ~1000万円:13万円(16万円) * ()内は老人控除対象配偶者
配偶者特別控除	5項目を全て満たす①納税者の 合計所得金額 が1000万円以下②内縁関係でない民法上の配偶者③納税者と生計を一にしている④配偶者の 合計所得金額 が48超~133万円以下⑤配偶者が配偶者特別控除を適用していない など	配偶者,納税者それぞれの 合計所得金額 によって1~38万円
扶養控除	扶養親族に該当するのは、12/31時点の年齢が 16歳以上 で次の4項目全てあてはまる①配偶者以外の親族②納税者と生計を一にしている③ 合計所得 が48万円以下(給与のみの場合は103万円以下)④(*2)	一般控除対象扶養親族:38万円 特定扶養親族:63万円 老人扶養親族(同居以外):48万円 老人扶養親族(同居):58万円
基礎控除	なし	~2400万円:48万円 ~2450万円:32万円 ~2500万円:16万円

(*1)自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族 **(*2)**青色申告者の事業専従者として一度も給与支払いを受けていないまたは白色申告者の事業専従者でない

合計所得金額：事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得および雑所得の合計 **←年収ではなく給与所得控除後の金額**

総所得金額：(合計所得金額)－(繰越控除) **繰越控除**：居住用財産、株式、先物取引などの譲渡損失